

2023 年7月 10 日掲載

わかる！社労士 テキスト＆問題集 2023年度版

【労働経済データ】

令和5年度社会保険労務士試験に係る労働経済データの抜粋版です。
ここに掲載した労働経済データを含め、各種の労働経済データへのリンクを
白書等の情報のページに掲載してあります。また、白書等の情報のページには、
厚生労働白書及び労働経済白書の情報も掲載してあります。
どうぞご利用ください。

※トミーの社労士合格ゼミ 白書講座を受講された皆様は、このファイルを見る
必要はありません。すべて、白書講座で使用した PDF テキストに掲載してあ
る内容になります。

1 令和4年就労条件総合調査

1 労働時間制度

1. 所定労働時間

1日の所定労働時間は、1企業平均 **7時間 48分**、労働者1人平均 **7時間 47分**となっている。週所定労働時間は、1企業平均 **39時間 28分**となっており、これを産業別にみると、「**金融業、保険業**」が 38時間 19分で**最も短く**、「**宿泊業、飲食サービス業**」が 39時間 52分で**最も長く**なっている。また、労働者1人平均の週所定労働時間は **39時間 08分**となっている。

2. 週休制

主な週休制の形態をみると、「**何らかの週休2日制**」を採用している企業割合は **83.5%**となっており、このうち「**完全週休2日制**」を採用している企業割合は**48.7%**となっている。

「完全週休2日制」を採用している企業を企業規模別にみると、「1,000人以上」が **65.8%**、「300～999人」が **61.2%**、「100～299人」が **48.2%**、「30～99人」が **47.1%**となっている。

週休制の形態別適用労働者割合をみると、「何らかの週休2日制」は **86.7%**となっており、このうち「完全週休2日制」は **59.8%**となっている。

3. 年間休日総数

令和3年1年間の年間休日総数の1企業平均は **107.0日**、労働者1人平均は 115.3日となっている。

1企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、「1,000人以上」が **115.5日**、「300～999人」が **114.1日**、「100～299人」が **109.2日**、「30～99人」が **105.3日**となっている。

4. 年次有給休暇

令和3年の1年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数を除く。）をみると、労働者1人平均は **17.6日**、このうち労働者が取得した日数は **10.3**

日で、取得率は **58.3%** となっており、**昭和 59 年以降過去最高**となっている。

取得率を産業別にみると、「**複合サービス事業**」が **72.4%**と**最も高く**、「**宿泊業、飲食サービス業**」が **44.3%**と**最も低く**なっている。

年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合は**43.1%**となっており、計画的付与日数階級別にみると、「**5～6日**」が**71.4%**と**最も高く**なっている。

5. 特別休暇制度

夏季休暇、病気休暇等の特別休暇制度がある企業割合は **58.9%**となっており、これを特別休暇制度の種類（複数回答）別にみると、「**夏季休暇**」**41.5%**、「**病気休暇**」**22.7%**、「**リフレッシュ休暇**」**11.8%**、「**ボランティア休暇**」**4.2%**、「**教育訓練休暇**」**4.0%**、「**左記以外の1週間以上の長期の休暇**」**15.1%**となっている。

6. 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している企業割合は **64.0%**となっている。

これを企業規模別にみると、「**1,000人以上**」が **77.9%**、「**300～999人**」が**69.7%**、「**100～299人**」が **66.1%**、「**30～99人**」が **62.4%**となっており、また、変形労働時間制の種類（複数回答）別にみると、「**1年単位の変形労働時間制**」が**34.3%**、「**1か月単位の変形労働時間制**」が **26.6%**、「**フレックスタイム制**」が **8.2%**となっている。

変形労働時間制の適用を受ける労働者割合は **52.1%**となっており、これを変形労働時間制の種類別にみると、「**1年単位の変形労働時間制**」は **19.0%**、「**1か月単位の変形労働時間制**」は **22.7%**、「**フレックスタイム制**」は **10.3%**となっている。

7. みなし労働時間制

みなし労働時間制を採用している企業割合は **14.1%**となっており、これをみなし労働時間制の種類（複数回答）別にみると、「**事業場外みなし労働時間制**」が**12.3%**、「**専門業務型裁量労働制**」が **2.2%**、「**企画業務型裁量労働制**」が **0.6%**となっている。

みなし労働時間制の適用を受ける労働者割合は **7.9%**となっており、これをみなし労働時間制の種類別にみると、「**事業場外みなし労働時間制**」が **6.5%**、「**専**

門業務型裁量労働制」が **1.2%**、「企画業務型裁量労働制」が **0.2%**となっている。

8. 勤務間インターバル制度

勤務間インターバル制度の導入状況別の企業割合をみると、「導入している」が5.8%、「導入を予定又は検討している」が 12.7%、「**導入予定はなく、検討もしていない**」が **80.4%**となっている。

勤務間インターバル制度の導入予定はなく、検討もしていない企業について、導入予定はなく、検討もしていない理由（複数回答）別の企業割合をみると、「**超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため**」が **53.5%**と最も高くなっている。また、「**当該制度を知らなかったため**」の全企業に対する企業割合は **17.1%**となっている。

2 定年制等

1. 定年制の有無、定め方

定年制を定めている企業割合は **94.4%**となっており、そのうち、定年制の定め方別の企業割合をみると、「**一律に定めている**」が **96.9%**、「職種別に定めている」が **2.1%**となっている。

2. 一律定年制における定年年齢の状況

一律定年制を定めている企業のうち、「**65 歳以上**」を定年年齢としている企業割合は **24.5%**で平成 17 年以降の調査年において**過去最高**となっている。企業規模別にみると、「1,000 人以上」が **17.8%**、「300 ～ 999 人」が **14.1%**、「100 ～ 299 人」が **20.8%**、「30 ～ 99 人」が **27.0%**となっている。産業別にみると、「**運輸業、郵便業**」が **37.7%**で **最も高く**、「**複合サービス事業**」が **5.0%**で**最も低く**なっている。

3. 一律定年制における定年後の措置

ア 勤務延長制度及び再雇用制度の実施状況

一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度又は再雇用制度若しくは両方の制度がある企業割合は **94.2%**となっている。企業規模別にみると、「1,000

人以上」が **95.6%**、「300 ～ 999 人」が **94.9%**、「100 ～ 299 人」が **95.1%**、「30 ～99 人」が **93.8%** となっている。産業別にみると、「**鉱業、採石業、砂利採取業**」が**100.0%**で最も高く、「**情報通信業**」が **88.5%**で最も低くなっている。

制度別にみると、「**勤務延長制度のみ**」の企業割合は **10.5%**、「**再雇用制度のみ**」の企業割合は **63.9%**、「**両制度併用**」の企業割合は **19.8%**、「**勤務延長制度(両制度併用含む)**」の企業割合は **30.3%**で平成 17 年以降の調査年において **過去最高**となっており、「**再雇用制度(両制度併用含む)**」の企業割合は **83.7%**となっている。

イ 勤務延長制度及び再雇用制度の最高雇用年齢

一律定年制を定めており、かつ勤務延長制度又は再雇用制度がある企業のうち、最高雇用年齢を定めている企業割合は、勤務延長制度がある企業で **55.1%**、再雇用制度がある企業で **76.5%**となっている。最高雇用年齢を定めている企業における最高雇用年齢をみると、「**66 歳以上**」を最高雇用年齢とする企業割合は、勤務延長制度がある企業が **31.7%**、再雇用制度がある企業が **22.0%**で、両割合とも平成17 年以降の調査年において**過去最高**となっている。

3 賃金制度

1. 基本給

ア 決定要素

基本給の決定要素（複数回答）別に企業割合をみると、管理職、管理職以外ともに、「**職務・職種など仕事の内容**」が**最も高く**（管理職 **79.3%**、管理職以外 **76.4%**）、次いで「**職務遂行能力**」（管理職 **66.6%**、管理職以外 **66.3%**）となっている。

イ 基本給の決定要素となる「業績・成果」の主な内容

「業績・成果」を基本給の決定要素とする企業について、その主な内容をみると、管理職では、「**長期の個人の業績・成果**」が **24.4%**で**最も高く**、次いで「**短期の個人の業績・成果**」と「**長期の事業部門、会社の業績・成果**」が **19.7%**となっている。

管理職以外では、「**短期の個人の業績・成果**」とする割合が **41.6%**で最も高く、次いで「**長期の個人の業績・成果**」が **33.7%**となっている。

2. 賃金制度の改定状況

平成 31 年から令和 3 年までの過去 3 年間に賃金制度の改定を行った企業割合は、**40.4%**となっている。そのうち賃金制度の改定の種類（複数回答）別の企業割合をみると、「**職務・職種などの 仕事の内容に対応する賃金部分の拡大**」が **65.7%**と最も高く、次いで「**職務遂行能力に対応する 賃金部分の拡大**」が **51.7%**となっている。

3. 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は **85.3%**となっており、このうち時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は **92.8%**、「26%以上」とする企業割合は **6.1%**となっている。時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、「1,000 人以上」が **20.7%**、「300 ～ 999 人」が 14.5%、「100 ～ 299 人」が 7.6%、「30 ～ 99 人」が 4.3%となっている。

4. 1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は **30.0%**となっており、このうち時間外労働の割増賃金率を「25 ～ 49%」とする企業割合は 44.7%、「50%以上」とする企業割合は 54.0%となっている。

1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合を中小企業該当区分別にみると、「中小企業」が 26.5%、「中小企業以外」が **49.3%**となっている。

5. 賞与

ア 賞与制度の有無及び支給実績

賞与制度がある企業割合は **87.9%**となっており、そのうち、「賞与を支給した」が **92.8%**、「賞与を支給しなかった」が 6.5%となっている。

イ 賞与の算定方法

賞与制度がある企業のうち、賞与の算定方法がある企業割合は、管理職では **82.9%**、管理職以外では **85.8%** となっている。そのうち、算定方法（複数回答）別に企業割合をみると、管理職、管理職以外ともに「**考課査定により算定（個人別業績）**」が管理職 61.4%、管理職以外 65.9% と**最も高**くなっている。

2 令和 4 年労働力調査

1 労働力人口

◆労働力人口は 5 万人の減少

労働力人口（15 歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口）は、2022 年平均 で **6902 万人**と、前年に比べ**5 万人の減少（2 年ぶりの減少）**となった。男女別にみると、男性は 3805 万人と **22 万人の減少**、女性は 3096 万人と **16 万人の増加**となった。また、15 ～ 64 歳の労働力人口は、20212 年平均で 5975 万人と、前年に比べ **6 万人の減少**となった。男女別にみると、男性は 3256 万人と **22 万人の減少**、女性は 2718 万人と**15 万人の増加**となった。

◆労働力人口比率は 0.14 ポイントの上昇

労働力人口比率（15 歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、2022 年平均で**62.5%**と、前年に比べ **0.4 ポイントの上昇（2 年連続の上昇）**となった。男女別にみると、男性は 71.4% と **0.1 ポイントの上昇**、女性は 54.2%と **0.7 ポイントの上昇**となった。また、15 ～ 64 歳の労働力人口比率は、2022 年平均で **80.6%**と、前年に比べ **0.5 ポイントの上昇**となった。男女別にみると、男性は 86.7%と **前年と同様**、女性は 74.3%と **1.0 ポイントの上昇**となった。なお、15 ～ 64 歳の労働力人口比率を 10 歳階級別にみると、男性は 55 ～ 64 歳が 0.4 ポイント の上昇、15～ 24 歳が 0.3 ポイントの低下などとなった。女性は 55 ～ 64 歳が 1.5 ポイントの上昇、35 ～ 44 歳が 1.4 ポイントの上昇などとなった。

2 就業者

◆就業者は 10 万人の増加

就業者数は、2022 年平均で 6723 万人と、前年に比べ**10 万人の増加（2 年連続の増加）**となった。男女別にみると、男性は 3699 万人と **12 万人の減少**、女性は3024 万人と **22 万人の増加**となった。また、15 ～ 64 歳の就業者数は、2022 年平均で 5810 万人と、前年に比べ **6 万人の増加**となった。男女別にみると、男性は3161 万人と **13 万人の減少**、女性は 2649 万人と**20 万人の増加**となった。

◆就業率は 0.5 ポイントの上昇

就業率（15 歳以上人口に占める就業者の割合）は、2022 年平均で **60.9%**と、前年に比べ **0.5 ポイントの上昇（2 年連続の上昇）**となった。男女別にみると、男性は 69.4%と **0.3 ポイントの上昇**、女性は 53.0%と **0.8 ポイントの上昇**となった。また、15 ～ 64 歳の就業率は、2022 年平均で **78.4%**と、前年に比べ **0.7 ポイントの上昇**となった。男女別にみると、男性は 84.2%と **0.3 ポイントの上昇**、女性は72.4%と **1.1 ポイントの上昇**となった。なお、15 ～ 64 歳の就業率を 10 歳階級別にみると、男性は 55 ～ 64 歳が 0.5 ポイントの上昇、25 ～ 34 歳及び 45 ～ 54 歳が 0.1 ポイントの上昇などとなった。女性は 35 ～ 44 歳及び 55 ～ 64 歳 が 1.4 ポイントの上昇などとなった。

◆雇用者は 25 万人の増加

就業者を従業上の地位別にみると、雇用者数は 2022 年平均で 6041 万人と、**25万人の増加**となった。就業者に占める雇用者の割合は **89.9%**と **0.3 ポイントの上昇**となった。雇用者を男女別にみると、男性は 3276 万人と **2万人の減少**、女性は2765 万人と **26 万人の増加**となった。自営業主・家族従業者数は 648 万人と **14万人の減少**となった。

3 完全失業者

◆完全失業者は 16 万人の減少

完全失業者数は、2022 年平均で**179 万人**と、前年に比べ **16 万人の減少（3**

年ぶりの減少) となった。

男女別にみると、男性は **107 万人と 10 万人の減少**、女性は **73 万人と 5 万人の減少**となった。

◆完全失業率は 2.6%と、前年に比べ 0.2 ポイントの低下

完全失業率(労働力人口に占める完全失業者の割合)は、2022 年平均で 2.6%と、前年に比べ **0.2 ポイントの低下(4年ぶりの低下)**となった。

男女別にみると、男性は 2.8%と 0.3 ポイントの**低下**、女性は 2.4%と 0.1 ポイントの**低下**となった。完全失業率の男女差は **0.4 ポイント**となった。

また、男女、年齢階級別にみると、前年に比べ男性は**全ての年齢階級で低下**、女性は **35 ～ 44 歳及び 65 歳以上を除く全ての年齢階級で低下**となった。

3 令和 4 年版高齢社会白書

1 高齢化率は28.9%

我が国の総人口は、令和3 年10 月1 日現在、**1 億2,550 万人**となっている。65歳以上人口は、**3,621 万人**となり、総人口 に占める割合(**高齢化率**)も**28.9%**となった。

65 歳以上人口を男女別に見ると、男性は 1,572 万人、女性は2,049 万人で、性比(女性人口100 人に対する男性人口)は**76.7**であり、男性対女性の比は約3対4 となっている。

65 歳以上人口のうち、「**65 ～ 74 歳人口**」は 1,754 万人(男性839 万人、女性915 万人)で総人口に占める割合は**14.0%**となっている。また、「**75 歳以上人口**」は1,867 万人(男性733 万人、女性1,134 万人)で、総人口に占める割合は**14.9%**であり、**65 ～ 74 歳人口を上回っている**。

我が国の65 歳以上人口は、**昭和25 年には総人口の5%に満たなかったが、昭和45 年に7% を超え、さらに、平成6 年には14%を超えた**。高齢化率はその後も上昇を続け、令和3 年10 月 1 日現在、28.9%に達している。

また、**15 ～ 64 歳人口は、平成7 年に8,716 万人でピークを迎え、その後減少に転じ、令和3 年には7,450 万人と、総人口の59.4%**となった。

2 我が国は世界で最も高い高齢化率である

先進諸国の高齢化率を比較して見ると、我が国は**1980年代までは下位、90年代にはほぼ中位**であったが、**平成17（2005）年には最も高い水準**となり、今後も高水準を維持していくことが見込まれている。

高齢化の速度について、高齢化率が7%を超えてからその倍の14%に達するまでの所要年数（倍加年数）によって比較すると、フランスが126年、スウェーデンが85年、アメリカが72年、比較的短い英国が46年、ドイツが40年であるのに対し、我が国は、**昭和45（1970）年に7%を超えると、その24年後の平成6（1994）年には14%に達した**。一方、アジア諸国に目を移すと、**韓国が18年、シンガポールが17年など、今後、一部の国でも我が国を上回るスピードで高齢化が進むことが見込まれている**。

4 令和4年障害者雇用状況の集計結果

- ◆民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は**613,958.0人**で、前年より16,172.0人**増加**（対前年比2.7%増）し、**19年連続で過去最高**となった。
- ◆雇用者のうち、身体障害者は357,767.5人（対前年比0.4%**減**）、知的障害者は146,426.0人（同4.1%**増**）、精神障害者は109,764.5人（同11.9%**増**）と、**知的障害者、精神障害者が前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった**。
- ◆実雇用率は、**11年連続で過去最高の2.25%**、法定雇用率達成企業の割合は**48.3%**であった。

5 令和4年版男女共同参画白書

1 女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）の推移

女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）について昭和56（1981）年からの変化を見ると、昭和56（1981）年は25～29歳（50.0%）及び30～34歳（48.9%）を底とするM字カーブを描いていたが、令和3（2021）年では25～29歳が86.9%、30～34歳が79.4%と上昇しており、以前よりもカーブは浅くなり、M字の底となる年齢階級も上昇。

2 女性の年齢階級別正規雇用比率（L字カーブ）（令和3年）

女性の年齢階級別正規雇用比率（L字カーブ）は25～29歳の58.7%をピークに低下。

6 令和3年度雇用均等基本調査

育児休業制度の利用状況

ア 育児休業者の有無別事業所割合

① 女性

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間に、在職中に出産した女性がいた事業所に占める女性の育児休業者（この期間に出産した者のうち令和3年10月1日までの間に育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。））がいた事業所の割合は **89.5%**と、前回調査（令和2年度 87.5%）より **2.0ポイント**上昇した。

また、女性の有期契約労働者についてみると、在職中に出産した女性の有期契約労働者がいた事業所のうち、育児休業者がいた事業所の割合は **81.1%**で、前回調査（同 77.4%）より **3.7ポイント**上昇した。

② 男性

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの 1 年間に、配偶者が出産した男性がいた事業所に占める男性の育児休業者（この期間に配偶者が出産した者のうち令和 3 年 10 月 1 日までの間に育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。））がいた事業所の割合は **18.9%**と、前回調査（令和 2 年度 15.8%）より **3.1 ポイント上昇**した。

また、男性の有期契約労働者についてみると、育児休業者がいた事業所の割合は **15.3%**で、前回調査（同 12.6%）より **2.7 ポイント上昇**した。

イ 育児休業者割合

① 女性

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの 1 年間に在職中に出産した女性のうち、令和 3 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は **85.1%**と、前回調査（令和 2 年度 81.6%）より **3.5 ポイント上昇**した。

また、同期間内に出産した、有期契約労働者の育児休業取得率は **68.6%**で、前回 調査（同 62.5%）より **6.1 ポイント上昇**した。

② 男性

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの 1 年間に配偶者が出産した男性のうち、令和 3 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は **13.97%**と、前回調査（令和 2 年度 12.65%）より **1.32ポイント上昇**した。

また、同期間内において配偶者が出産した、有期契約労働者の育児休業取得率は **14.21%**で、前回調査（同 11.81%）より **2.40 ポイント上昇**した。

7 令和 4 年労働組合基礎調査

1 労働組合及び労働組合員の状況

令和 4 年 6 月 30 日現在における単一労働組合の労働組合数は 23,046 組合、

労働組合員数は 999 万 2 千人で、前年に比べて労働組合数は 346 組合 (1.5%) 減、労働組合員数は 8 万 6 千人(0.8 %) 減少している。

また、**推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）**は**16.5%**で、前年より**0.4 ポイント 低下**している。

女性の労働組合員数は 347 万 1 千人で、前年に比べ 2 千人 (0.0%) の**増**、**推定組織率（女性雇用者数に占める女性の労働組合員数の割合）**は **12.5%**で、前年より **0.3 ポイント低下**している

2 パートタイム労働者の状況

労働組合員数（単位労働組合）のうち、パートタイム労働者についてみると 140万 4 千人となっており、前年に比べて 4 万 1 千人(3.0%) の**増**、全労働組合員数に占める割合は **14.1%**で、前年より **0.5 ポイント上昇**している。

また、推定組織率は **8.5%**で、前年より **0.1 ポイント上昇**している。

8 その他のデータ

1 令和 4 年一般職業紹介状況

◆令和 4 年平均の**新規求人倍率**は**2.26 倍**となり、前年の2.02 倍を0.24 ポイント上回りました。

◆令和 4 年平均の**新規求人数**は前年に比べ10.8%増となり、**新規求職申込件数**は 1.0%減となりました。

◆令和 4 年平均の**有効求人倍率**は**1.28 倍**となり、前年の1.13 倍を0.15 ポイント上回りました。

◆令和 4 年平均の**有効求人数**は前年に比べ12.7%増となり、**有効求職者数**は 0.7%減となりました。

2 令和 4 年賃金引上げ等の実態に関する調査

1. 賃金の改定の実施状況

令和 4 年中における賃金の改定の実施状況（9～12 月予定を含む。）をみると、「**1 人平均賃金を 引き上げた・引き上げる**」企業の割合は**85.7%**（前年80.7%）、

「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」は0.9%（同1.0%）、「賃金の改定を実施しない」は6.2%（同10.1%）、「未定」は7.3%（同8.2%）となっている。

2. 賃金の改定事情

令和4年中に賃金の改定を実施した又は予定していて額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみると、「**企業の業績**」の割合が**40.0%**（前年47.3%）と**最も多くなっている**。次いで「労働力の確保・定着」が11.9%（同8.2%）、「雇用の維持」が10.7%（同9.0%）となっている。

企業規模別にみると、**すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっている**。